

令和 2 年

第 2 回 教 育 委 員 会 臨 時 会 会 議 録

令和 2 年 3 月 24 日

水 戸 市 教 育 委 員 会

令和2年第2回教育委員会臨時会

- 1 開催日時 令和2年3月24日（火） 午後4時58分 開会
午後5時26分 閉会
- 2 開催場所 水戸市役所 3階 教育委員会室
- 3 出席者 教育長 志 田 晴 美
委員 東小川 昌 夫（教育長職務代理者）
委員 富 田 教 代
委員 篠 崎 和 則
- 4 欠席者 委員 丸 山 陽 子
- 5 説明のため出席した職員の職、氏名
教育部長 増 子 孝 伸
総合教育研究所長 萩 谷 孝 男
参事兼教育企画課長 三 宅 修
学校管理課長 鎮 目 英 俊
総合教育研究所副所長 小 川 佐 栄 子
- 6 傍聴人 なし
- 7 本日の日程
 - (1) 議 事
議案第8号 令和2年度水戸市教育行政方針について【公開】
議案第9号 水戸市教育委員会教育長専決事務の決裁の特例に関する規程の一部を改正する規程【公開】
議案第10号 水戸市立学校管理規則の一部を改正する規則【公開】
議案第11号 水戸市語学指導を行う外国青年就業規程を廃止する規程【公開】
議案第12号 水戸市学校運営協議会規則の一部を改正する規則【公開】
議案第13号 水戸市教育委員会職員の人事について【非公開】
協議（1） 水戸市事務委任規則の一部改正について【非公開】

8 会議の概要

午後4時58分 開会

○志田教育長 ただいまから、令和2年第2回教育委員会臨時会を開会いたします。

本日、丸山委員から欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

初めに、非公開とする案件についてお諮りいたします。

本日の案件のうち、議案第13号及び協議(1)につきましては、非公開の取り扱いといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

{「異議なし」と呼ぶ者あり}

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

なお、議案第13号は人事案件でございますので、日程を変更し、本日の最後に審議いたしますとともに、関係職員のみ出席となりますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、議案第8号 令和2年度水戸市教育行政方針について、説明願います。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 それでは、資料1ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第8号につきましては、令和2年度水戸市教育行政方針について、別紙のとおり決定することをお諮りするものでございます。

教育行政方針の各施策につきましては、水戸市3か年実施計画や令和2年度一般会計当初予算等との整合を図るように内容を見直し、これまで、第2回及び第3回教育委員会定例会と、第1回教育委員会臨時会に協議案件として提出し、いただきました御意見等を踏まえ、令和2年度に取り組むべき施策としてまとめたものでございます。

これまでの協議を踏まえ、議案として提出しておりますが、前回から修正した点が1点ございますので御説明いたします。

9ページをお開き願います。

3の子育て支援の充実、(2)総合的な放課後児童対策の推進の目標指標と(7)の項目についてですが、それぞれ、「開放学級待機児童ゼロの達成」のあとに「及び継続」という文言を追加いたしました。

これは、水戸市3か年実施計画の事務事業の名称にあわせたものであり、8ページ、2の保育環境の充実、(1)保育サービスの充実の目標指標と表現が統一されるものでございます。

なお、議決いただきました後は、市ホームページにおいて広く周知するとともに、学校長会等の機会を活用し、各学校の教職員に対しても周知が図れるよう努めてまいります。

また、計画する事務事業を着実に達成できるよう、進行管理を的確に行ってまいりたいと考えております。

説明については、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

{「なし」と呼ぶ者あり}

○志田教育長 ないようでございますので、議案第8号について採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

{「異議なし」と呼ぶ者あり}

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第8号は可決しました。

次に、議案第9号 水戸市教育委員会教育長専決事務の決裁の特例に関する規程の一部を改正する規程について、説明願います。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 それでは、19ページをお開き願います。

議案第9号 水戸市教育委員会教育長専決事務の決裁の特例に関する規程の一部を改正する規程について、御説明いたします。

改正理由につきましては、現在任用されている臨時職員や嘱託員について、適正な任用と期末手当の支給を可能とするなどの勤務条件の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和2年度から会計年度任用職員制度に移行することに伴いまして、20ページの新旧対照表の網掛け部分にありますように、文言の改正を行うものでございます。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

{「なし」と呼ぶ者あり}

○志田教育長 ないようでございますので、議案第9号について採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

{「異議なし」と呼ぶ者あり}

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第9号は可決しました。

次に、議案第10号 水戸市立学校管理規則の一部を改正する規則について、説明願います。

鎮目学校管理課長。

○鎮目学校管理課長 それでは、議案第10号 水戸市学校管理規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

資料につきましては、21ページを御覧いただきたいと思っております。

改正理由につきましては2点ございます。

1点目といたしましては、学校事務の共同実施に関する事項について、事務長を総括する総括事務長を新たに規定するものでございます。

2点目といたしましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和元年12月に成立し、公布されたことに伴うもので、第23条の3において、業務を行う時間の上限を加えるものでございます。

全国的に教職員の長時間勤務の解消が喫緊の課題であることから、勤務条件を明文化するとともに、業務内容の適正化に向けた検討を進め、子どもと向き合う時間の確保に努めてまいります。

23ページから新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通し願います。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

説明については、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

私から一言だけよろしいですか。

教職員の長時間勤務については、前回までの会議で委員の皆様からも御意見があったように、規則で明文化することは簡単なのですが、実際には、その体制作りが大切でございまして、4月以降、皆様の御意見等を聞きながら取り組んでまいりたいと思っております。

ほかにごございませんか。

{「なし」と呼ぶ者あり}

○志田教育長 ないようでございますので、議案第10号について採決いたします。
議案第10号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

{「異議なし」と呼ぶ者あり}

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第10号は可決しました。

次に、議案第11号 水戸市語学指導を行う外国青年就業規程を廃止する規程について、説明願います。

小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 それでは、資料27ページを御覧ください。

水戸市語学指導を行う外国青年就業規程を廃止する規程について、御説明いたします。

地方公務員法等の改正による会計年度任用職員制度の導入により、英語指導助手が、令和2年度から会計年度任用職員へ移行することに伴い、本規程を廃止するものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

東小川委員。

○東小川委員 会計年度任用職員へ移行すると、英語指導助手も期末手当が支給されるのですか。

○志田教育長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 はい、そうです。

○志田教育長 東小川委員。

○東小川委員 支給割合というのは、市の正職員と同等ですか。それとも別に設定するのですか。

○志田教育長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 会計年度任用職員につきましては、英語指導助手に限らず同じ条件となっております。一律で2.60か月分で期末手当が支給されます。ただし、初年度から満額ではなく、3年間を経て段階的に上がっていくこととなっております。

{「いいですね」と呼ぶ者あり}

○志田教育長 ほかにございませんか。

{「なし」と呼ぶ者あり}

○志田教育長 ないようでございますので、議案第11号について採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

{「異議なし」と呼ぶ者あり}

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第11号は可決しました。

次に、議案第12号 水戸市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、説明願います。

小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 それでは、資料29ページを御覧ください。

水戸市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

本規則につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、適用条文の条番号が改められたため、関係規定の整備を行うものでございます。

資料30ページ、31ページの新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、条文中の「第47条の6」を「第47条の5」と改めるものでございま

す。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

{「なし」と呼ぶ者あり}

○志田教育長 ないようでございますので、議案第12号について採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

{「異議なし」と呼ぶ者あり}

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第12号は可決しました。

【協議（1） 水戸市事務委任規則の一部改正について：非公開】

【議案第13号 水戸市教育委員会職員の人事について：非公開】

○志田教育長 以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 それでは、お手元に配布してございます、新型コロナウイルス感染症にかかる公共施設の対応方針及び次回以降の教育委員会会議等日程（案）について、御説明いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症にかかる公共施設の対応方針についてでございますが、学校以外の市の施設については、水戸市新型コロナウイルス感染症対策本部決定による「市有施設等の利用方針」により、教育委員会所管の図書館、博物館等についても、3月2日から3月31日まで利用を中止しております。

昨日の対策本部会議においては、国の専門家会議等の意見も踏まえ、参加者が特定できないものや感染リスクが高いイベント等を除き、必要な感染症予防対策を講じた上で、事業や施設利用を再開していくことといたしました。

学校の再開につきましては、昨日、教育委員の皆様へは御報告させていただきましたが、その他の施設について、御説明いたします。

初めに、各学校の校庭及び体育館の開放についてですが、利用に当たっての注意事項について、利用者に徹底させた上で、4月1日から再開するものでございます。また、水戸城跡二の丸展示館についても、4月1日から開館いたします。

次に、少年自然の家については、主催事業は日帰りの事業のみ再開し、施設の利用については、宿泊や屋内調理、プラネタリウムを除き4月1日から再開いたします。利用再開に当たっては、入所時の検温や食事の際の席の間隔など、感染症予防に配慮します。

裏面を御覧ください。

博物館等の歴史文化財課所管の施設ですが、4月1日から事業を再開し、施設も開館いたします。博物館等は、不特定多数の入館があることから、入口で氏名及び連絡先の記入をお願いするなどの対応をいたします。

次に、各図書館につきましても、4月1日から事業を再開し、施設も開館いたします。開館に当たりましては、博物館等と同様、入口で氏名及び連絡先の記入をお願いするほか、読書室などでは、

対面式に着座しないように、椅子の配置を変えるなどの対応を行います。

教育委員会所管施設の再開等についての説明は、以上です。

次に、次回以降の教育委員会会議等日程（案）について、御説明いたします。

ゴシック体の部分が、今回、追加する日程でございます。

上から2つ目、第3回教育委員会臨時会ですが、先程の協議の中でも御説明いたしましたが、幼保連携型認定こども園関係の規則等の議案がございますので、3月31日の教職員辞令交付式終了後、総合教育研究所研究室7で開催予定でございます。

なお、こちらに記載のある4月10日の校長会・教頭会合同歓送迎会についてでございますが、先程、延期するとの連絡がございました。

これに伴いまして、第4回教育委員会定例会を4月9日木曜日に変更して開催することを考えておりますので、時間等が決定し次第、改めて御連絡させていただきます。

説明は、以上です。

○志田教育長 その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の臨時会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

午後5時26分 閉会

9 議決事項

議案第8号について原案可決

議案第9号について原案可決

議案第10号について原案可決

議案第11号について原案可決

議案第12号について原案可決

議案第13号について原案可決